

国土建第106号
平成26年9月2日

日本建設組合連合会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業における労働災害防止対策について

標記については、厚生労働省から平成26年上半期の死傷災害の増加傾向を受け、平成26年8月5日付け「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」（別紙1）及び同日付け「建設業における労働災害防止対策の徹底について」（別紙2）により、関係団体へ労働災害防止に向けた取組の強化を要請されたところです。

今般、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より、別添平成26年8月29日付け「建設業における労働災害防止対策について」のとおり建設業における労働災害防止対策について建設業関係団体への指導等を求められたところであり、貴団体におかれましては、その趣旨をご理解いただくとともに、貴団体傘下の会員等に対して建設業における労働災害防止に一層努めるよう周知及び徹底をお願いいたします。

なお、安全衛生教育については、平成15年3月25日付け「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」（別紙3）が、各都道府県労働局長あて通知されており、併せてその普及に努めていただきますようお願いいたします。

別添

基安安発 0829 第 1 号
平成 26 年 8 月 29 日

国土交通省土地・建設産業局建設業課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

建設業における労働災害防止対策について

建設業における労働災害の発生状況は、死亡災害は長期的に減少を続け、平成 25 年には、平成 23 年と並び過去最少の 342 人となりました。一方で、休業 4 日以上之死傷災害は、平成 22 年までは長期的に減少したものの、その後は 3 年連続して増加している状況にあります。

さらに、平成 26 年の労働災害の発生状況を見ますと、1 月～6 月末までの速報値では、休業 4 日以上之死傷災害は、6,922 人と前年同期の 6,653 人と比較して 269 人 (+4.0%) の増加となっており、死亡災害は、159 人と前年同期の 124 人と比較して 35 人 (+28.2%) の大幅な増加となっております。

こうした状況を踏まえ、別添のとおり、平成 26 年 8 月 5 日付け基安安発 0805 第 1 号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」及び同日付け基安安発 0805 第 1 号「建設業における労働災害防止対策の徹底について」により、関係団体に対して労働災害防止に向けた取組の強化を要請したところですが、国土交通省におかれましても、各団体等に対する指導等に御協力いただくとともに、地方機関に対する周知等にもご配慮いただくよう要請いたします。

なお、建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育については、平成 15 年 3 月 25 日付け基安安発第 0325001 号「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」により推進しておりますので、これを参考に当該教育の普及にご協力いただきますよう、あわせて要請いたします。

基安発0805第1号
平成26年8月5日

別紙の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について

労働災害の発生件数は、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少してきましたが、労働災害による休業4日以上之死傷者数が平成22年から3年連続で増加という事態となり、労使、関係者が一丸となって対策を講じた結果、平成25年には4年ぶりに前年を下回ることとなりました。

しかしながら、平成26年は再び増加傾向に転じ、死亡者数は対前年比19.4%（6月末現在）の大幅な増加、休業4日以上之死傷者数も対前年比3.6%（同）の増加と極めて憂慮すべき事態となっています。

このため、別添のとおり、労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請をいたします。貴団体におかれましては、労働災害防止に向けた取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきましたが、平成22年、23年、24年と3年連続で増加という事態となり、労使、関係者一丸となって対策を講じた結果、平成25年は4年ぶりに前年を下回りました。しかしながら、平成26年は再び増加傾向に転じており、死亡者数は対前年比19.4%（6月末現在）の大幅な増加となっております。また、休業4日以上之死傷者数も対前年比3.6%（同）の増加となっております。

本年の労働災害が増加している背景には、消費税の増税前の駆け込み需要や2月の大雪の影響のほか、4月以降も前年同期を上回る労働災害が発生していることから、産業活動が引き続き活発になっていることがあると考えられます。

また、これまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業、陸上貨物運送事業などでも、死亡災害が大幅に増加しており、経済状況が好転する中、人手不足が顕在化し、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」が懸念されます。

さらに、小売業をはじめとする第三次産業において労働災害の割合が拡大傾向にあります。こうした業種では重篤な労働災害が少なく、安全に対する意識が事業者、労働者ともに弱いことがその背景にあると考えられます。そのほか、若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているかも確認が必要と考えます。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成26年8月5日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 土屋 喜久